

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定及び当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法【都市整備局道路部管理課】 2
- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定解除【都市整備局道路部管理課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 7
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 8

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 9
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 1 0

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 1 2
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 1 3

北九州市告示第 3 3 7 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路 線 名	区 間
1 9 9	国道 1 9 9 号	北九州市戸畑区新池三丁目 5 1 0 4 番 5 地先から 北九州市戸畑区新池三丁目 5 1 0 2 番 1 3 地先まで

2 指定する期日 令和 8 年 9 月 1 日

3 通行方法

第 1 項で指定する道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

（１） 交差点における左折又は直進の禁止

ア 次の表の第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他 2 以上の道路が交わる場合における当該 2 以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第 3 欄の道路に入らないこと。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
国道 1 9 9 号	戸畑区新池三丁目 （幸町交差点）	国道 1 9 9 号

イ 次の表の第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を直進して第 3 欄の道路に入らないこと。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
県道八幡戸畑線	戸畑区新池三丁目 （幸町交差点）	国道 1 9 9 号

（２） 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1 の径間の 1 の車線において限度超過車両（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する車両を

いう。) 又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないこと。

北九州市告示第 3 3 8 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき指定した、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路について、次のとおりその指定を解除する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

整理番号	路 線 名	区 間
1 2 7 5	市道新池 2 5 号線	北九州市戸畑区新池三丁目 5 1 0 4 番 5 地先から 北九州市戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで

2 指定を解除する期日 令和 8 年 9 月 1 日

北九州市告示第 339 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
義平こころのクリニック	北九州市戸畑区浅生三丁目 16 番 16-201 号	令和 8 年 9 月 1 日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ドレミ調剤薬局折尾店	北九州市八幡西区折尾三丁目 1 番 37 号	令和 8 年 9 月 1 日
メープル薬局戸畑店	北九州市戸畑区浅生三丁目 16 番 16-101 号	令和 8 年 9 月 1 日

北九州市告示第 340 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
セントバーナード北九 州訪問看護ステーショ ン	新	北九州市小倉北区馬借一丁目 9 番 8 号 C P タワー 2403	令和 8 年 9 月 1 日
	旧	北九州市小倉北区馬借一丁目 12 番 14-201 号	

北九州市告示第 3 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

上曽根自治会

2 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区上曽根二丁目 1 番 2 2 号
変更後	北九州市小倉南区上曽根二丁目 5 番 7 号

3 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	潮田長一郎	北九州市小倉南区上曽根二丁目 1 番 2 2 号
変更後	安光幸司	北九州市小倉南区上曽根二丁目 5 番 7 号

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市告示第 3 4 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ドレミ調剤薬局折尾店	北九州市八幡西区折尾三丁目 1 番 3 7 - 1 0 3 号	令和 8 年 9 月 1 日

北九州市公告第 6 3 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区篠崎五丁目 1 5 7 7 番 1 1 のうち、1 5 8 9 番 1、1 5 9 0 番 1、1 5 9 1 番 1、1 5 9 2 番 1 のうち、1 5 9 3 番、1 5 9 4 番 1 及び 1 6 1 1 番 4 のうち（第一工区）	北九州市小倉南区湯川五丁目 2 番 1 5 号 株式会社 E M コーポレーション 代表取締役 北田将司

北九州市公告第635号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	福祉車両 1台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和9年3月31日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午前10時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和8年9月7日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和8年9月14日から同月18日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月24日午前9時から午前10時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和8年9月24日午前10時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。本件福祉車両は非課税対象のため、入札者は見積もった金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市ホームページ・入札契約ポータルサイト・入札契約情報の＜4 仕様書の検索 物品等供給契約＞からダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。	
	北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html	
	(3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。	
	(4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。	
	(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市上下水道局告示第 3 2 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F 2 6 5	株式会社ニチエ ネ	黒江繁夫	福岡市中央区 那の津四丁目 4 番 2 2 号	令和 8 年 9 月 1 日
F 2 6 6	C r e a s i a	寺坂淳平	福岡市東区三 苦二丁目 2 2 番 1 0 - 1 号	令和 8 年 9 月 1 日
W 0 6 3	株式会社ハイテ ックス	吉本真助	若松区大字安 瀬 4 7 番 1 号	令和 8 年 9 月 1 日

北九州市上下水道局告示第 33 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
K 0 5 7	株式会社丸秀産業	岡 寄 秀 人	小倉北区赤坂 一丁目 1 番 1 0 号	令和 8 年 8 月 1 8 日